

平成21年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
 3項 河川海岸費
 3目 砂防費

治山砂防課（内線：7819）
 （単位：千円）

| 事業名 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-------------------|--------------------------|-----|-------|---------|-----|-----|-------|-----|
| | | | | 国庫支出金 | 起 債 | その他 | 一般財源 | |
| (新)レッド区域内住宅建築補助事業 | 8,000 | 0 | 8,000 | | | | 8,000 | |
| トータルコスト | 13,800千円（前年度 0円） | | | | | | | |
| 従事する職員数 | 正職員：0.7人 | | | | | | | |
| 主な業務内容 | 企画立案、関係機関調整、制度周知、交付審査・決定 | | | | | | | |

事業内容の説明

1 事業の背景及び目的

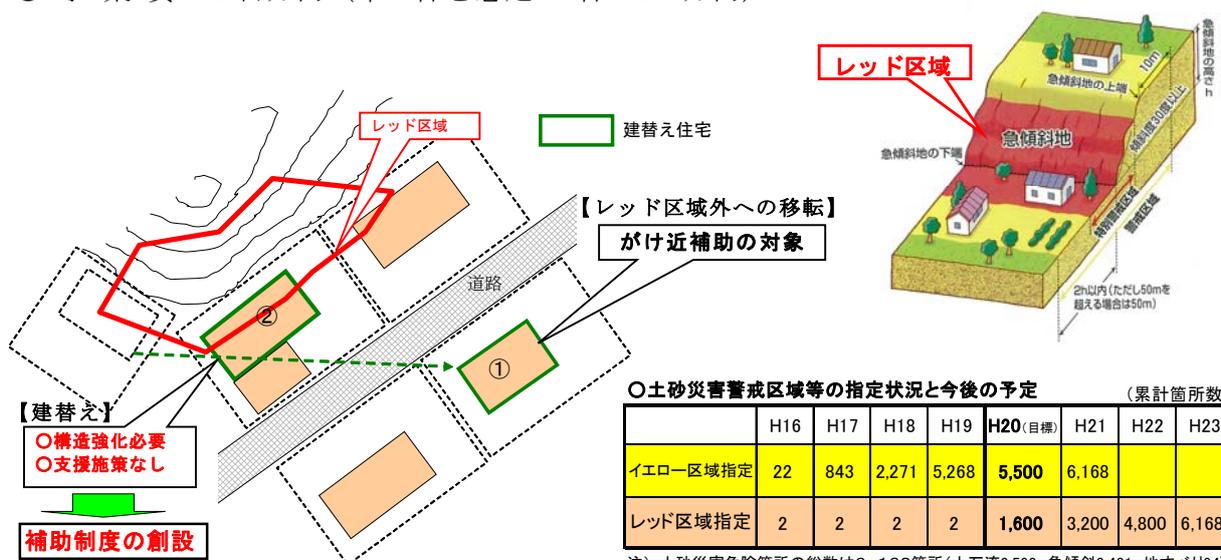
土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に平成20年度から指定する予定である。

レッド区域に指定された場合、この区域からの移転者に対する補助制度として「がけ地近接等危険住宅移転事業」が整備されている（国1/2）。

しかしながら、レッド区域内での建て替えや増改築時に必要となる建築構造の強化に対しては、補助制度がない。このため、レッド区域内での建て替え等に対する補助制度を新たに創設し、住民の負担を軽減し、定住化を支援することにより中山間地の持続的な発展に資することを目的とする。

2 事業の内容

- 事業主体：市町村（間接補助）
- 補助対象：レッド区域内で住宅の建て替え又は増改築を行う建築主
- 補助額：補助額の2分の1づつを県、市町村が負担（県補助限度額は1件当たり100万円）
 利子補給方式とし、金融機関等からの借入金利子相当額に対し補助する。
- 事業費：8百万円（年8件を想定 8件×100万円）



参考【がけ地近接等危険住宅移転事業】（通称：がけ近補助）

がけ地など住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている住宅の移転を促進するため、国、県、市町村が移転者に住宅の除去や新築する住宅の土地取得、建築に要する経費を補助する制度。（補助負担率は国1/2・県1/4・市町村1/4。利子補給方式）